

利 用 上 の 注 意

(経済構造実態調査(製造業事業所調査)の概要)

1 調査の目的

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2 基準となる期日

令和6年6月1日現在とする。

3 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる「大分類E - 製造業」に属する全国の事業所(国及び地方公共団体に属する事業所を除く)を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の全国で9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

4 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

(統計表の構成及び留意事項について)

1 統計表の構成

第1表から第9表は、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。第10表から第17表は、主要な調査項目を市町別に集計したものである。第18表及び第19表は品目別に集計したものである。

2 留意事項

(1)「2024年経済構造実態調査製造業事業所調査(総務省・経済産業省)」(以下「2024年製造業事業所調査」という。)の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について集計したものであり、本統計表は、静岡県分を本県が独自に集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 事業所について、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の全国で9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。

(3) 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数等については、令和6年6月1日現在の数値である。また、製造品出荷額等などの経理事項は、令和5年1年間の数値である。

なお、統計表に記載している各表示年次と実施した統計調査名、それぞれの調査日及び調査期間は以下のように対応しており、数値の解釈に当たっては注意を必要がある。

表示年次	調査名	事業所数・従業者数等 (調査日)	経理事項 (調査期間)
令和4年	2023年経済構造実態調査 製造業事業所調査	令和5年6月1日現在	令和4年1月1日～令和4年12月31日
令和5年	2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査	令和6年6月1日現在	令和5年1月1日～令和5年12月31日

(4) 経済構造実態調査製造業事業所調査（以下「製造業事業所調査」という。）では、従来の工業統計、平成24年及び平成28年経済センサス-活動調査と異なり、従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

(5) 経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

(6) 製造業事業所調査、令和3年経済センサス-活動調査及び工業統計調査は集計範囲等が異なり、過去の調査と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

ア 各々の調査は、以下のとおり集計範囲が異なる。

- ・製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を対象としている。
- ・令和3年経済センサス-活動調査は、個人経営を除く従業者4人以上の事業所を対象としている。
- ・工業統計調査は、個人経営を含む従業者4人以上の事業所を対象としている。

イ 「在庫額」について、製造業事業所調査では、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス-活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理を

している。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10％）と異なる。

ウ 母集団名簿について、製造業事業所調査及び令和3年経済センサス-活動調査は、事業所母集団データベースを使用しているが、工業統計調査については、工業統計調査準備調査名簿を使用している。

(7) 市区町については、調査時点（令和6年6月1日）のものである。

（統計表の見方）

1 集計項目の説明

(1) 事業所数

令和6年6月1日現在において、製造業に属する事業所の数である。

なお、事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者数

令和6年6月1日現在で当該事業所で働いている人数であり、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（以下「出向・派遣受入者」という。）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（以下「出向・派遣送出者」という。）、1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人（以下「臨時雇用者」という。）は含まれない。

なお、従業者は、①「有給役員」、②「無期雇用者」、③「有期雇用者（1ヶ月以上）」及び④「出向・派遣受入者」に分けられる。

また、そのうち②「無期雇用者」及び③「有期雇用者（1ヶ月以上）」をまとめて常用雇用者といい、臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

- ① 「有給役員」とは、事業所の取締役、理事などの役員のうち、役員報酬を得ている人をいう。
- ② 「無期雇用者」とは、常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用している人を行い、定年まで雇用される場合を含む。
- ③ 「有期雇用者（1ヶ月以上）」とは、常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用している人をいう。
- ④ 「出向・派遣受入者」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

令和5年1月から令和5年12月までの1年間に、従業者、臨時雇用者又は出向・派遣送出者に対し支給された次の給与の額の合計である。

なお、(2)従業者数における①「有給役員」、②「無期雇用者」、③「有期雇用者（1ヶ月以上）」をまとめて常用雇用者等という。

- ① 常用雇用者等の給与額等（基本給、諸手当、特別に支払われた給与（期末賞与等））
- ② その他の給与額等（常用雇用者等に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向・派遣送出者に対する負担額など）

(4) 原材料使用額等

令和5年1月から令和5年12月までの1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、調査期間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(5) 製造品出荷額等

令和5年1月から令和5年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、調査期間に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。
ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含む。ただし、令和5年中に返品されたものを除く。）

- ② 加工賃収入額とは、調査期間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外で、例えば、「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額(従業者30人以上の事業所)

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、転売品の在庫は含まない。

(7) 有形固定資産額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産の額は、令和5年1月から令和5年12月までの1年間における金額であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 有形固定資産（土地を除く）

(ア) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(イ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(ウ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上かつ原則として1件10万円以上の工具、器具及び備品等

- ② 建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(8) 事業所敷地面積(従業者30人以上の事業所)

令和6年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(9) 水源別用水量(従業者30人以上の事業所)

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、令和5年1月から令和5年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和5年の操業日数で割ったものをいう。

- ① 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
 - ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
 - ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの
- ② 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- ③ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(10) 計算項目算式一覧

① 粗付加価値額

粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））

② 生産額(従業者30人以上の事業所)

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

③ 付加価値額(従業者30人以上の事業所)

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－減価償却額

④ 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋（建設仮勘定の年間増加額－建設仮勘定の年間減少額）

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

2 集計に用いた産業分類

(1) 産業分類について

本統計表の集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

統計表	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法について

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 産業分類中分類について

産業分類中分類の名称については、次のとおり。なお、重化学工業と軽工業の区分については、中分類番号を【 】で囲んだものを重化学工業とし、それ以外を軽工業とした。

番号	産業分類中分類	各産業における本県の主要製造品
09	食料品製造業	その他の製造食料品、冷凍水産食品、そう(惣)菜
10	飲料・たばこ・飼料製造業	たばこ、茶系飲料、緑茶(仕上茶)
11	繊維工業	炭素繊維、プレスフェルト製品、他に分類されない繊維製品(ニット製を含む)
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	住宅建築用木製組立材料、床板、特殊合板(集成材を除く)
13	家具・装備品製造業	木製流し台・調理台・ガス台(キャビネットが木製のもの)、その他の木製家具(漆塗りを除く)、ベッド用マットレス
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	その他の紙製衛生用品、衛生用紙、段ボール箱
15	印刷・同関連業	オフセット印刷物(紙に対するもの)、とっ版印刷物(紙に対するもの)、紙以外のものに対する印刷物
【16】	化学工業	医薬品製剤(医薬部外品製剤を含む)、触媒、購入した圧縮ガス・液化ガスの精製
【17】	石油製品・石炭製品製造業	潤滑油(購入した鉱・動・植物油によるもの)、他に分類されない石油製品・石炭製品、灯油
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	自動車用プラスチック製品、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品(切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等)、
19	ゴム製品製造業	乗用車用タイヤ、その他の工業用ゴム製品、防振ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	婦人用・子供用革靴、工業用革製品、その他のかばん類
21	窯業・土石製品製造業	生コンクリート、鑄型(中子を含む)、その他のコンクリート製品
【22】	鉄鋼業	鉄鋼切断品(溶断を含む)、鉄スクラップ加工処理品、その他の鉄鋼品
【23】	非鉄金属製造業	アルミニウム再生地金、アルミニウム合金、電力ケーブル
【24】	金属製品製造業	鉄骨、打抜・プレス機械部分品(機械仕上げしないもの)、ボルト、ナット
【25】	はん用機械器具製造業	エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形を除く)、冷凍機・温調調整装置の部分品・取付具・附属品、ころ軸受(軸受ユニット用を除く)
【26】	生産用機械器具製造業	その他の生産用機械器具、押出成形機、他に分類されない生産用機械器具の部分品・取付具・附属品
【27】	業務用機械器具製造業	医療用機械器具、同装置、他に分類されない計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、光学レンズ
【28】	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の半導体素子、プリント配線実装基板、その他の電子管
【29】	電気機械器具製造業	白熱電灯器具、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品、エアコンディショナ
【30】	情報通信機械器具製造業	デジタル伝送装置、無線応用装置、印刷装置
【31】	輸送用機械器具製造業	駆動・伝達・操縦装置部品、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品、その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)
32	その他の製造業	プラスチックモデルキット、その他の運動用具、ピアノ

(4) 「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲について

「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋(合成皮革)	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

3 統計表に用いた記号の用法及び注記

(1) 記号の用法

「 — 」：該当の数値がないもの

「 0 」：端数四捨五入による単位未満のもの

「▲、－」：負数(マイナス)であることを示す。統計数値の前に付す。

「 **X** 」：1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあり秘匿した箇所

なお、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は「**X**」で表示した。

(2) 秘匿の数値の扱い

統計表中の「**X**」の数値は、総数に含めている。

4 その他

(1) 本統計表の数値は、総務省・経済産業省が公表した「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」のうち、静岡県分の調査結果を取りまとめたものである。なお、数値の一部については、同調査結果を本県が独自に集計したものを含んでいるため、総務省・経済産業省が公表した数値と相違する場合がある。

(2) 統計表のうち第18表及び第19表の産出事業所数は、ひとつの事業所が複数の品目を生産した場合、品目ごとに産出事業所数として重複して計上される。したがって、「産業編」の事業所数の合計と「品目編」の産出事業所数の合計とは一致しない。

< 問合せ先 >

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事企画部統計活用課 商工・経済班

電話 054-221-2245(直通) FAX 054-221-3609